

東京都カーリング協会強化規定

第1条（目的）

東京都カーリング協会（以下「本協会」という）は、カーリング競技の健全な普及・発展を図るため、強化すべきチームを指定し、将来日本を代表する選手を育成し、世界における主要な大会において栄えある成績を収めることを目的として本規定を定める。

第2条（定義）

- 1 「登録選手」とは、本協会を通じて公益社団法人日本カーリング協会（以下「日本協会」という）に選手登録している者をいう。
- 2 「カテゴリー」とは、4人制男子、4人制男子ジュニア、4人制女子、4人制女子ジュニア及びミックスダブルスの5つを示す。
- 3 「チーム」とは、登録選手により構成された4人制及びミックスダブルスのチームを指す。ただし、本協会以外から登録した選手のチームへの加入は1名のみとする。なお、シニア及び4人制ミックスは強化指定の対象としないものとする。
- 4 「強化指定チーム」とは本協会理事会の承認をもって指定されるものであり、「通年強化指定チーム」と「大会強化指定チーム」がある。「通年強化指定チーム」とは、前年度の成績に基づき強化指定期間中に強化指定されるチームであり、「大会強化指定チーム」とは特定の大会において強化指定されるチームである。

第3条（通年強化指定チーム及び大会強化指定チーム）

- 1 通年強化指定チームは、それぞれのカテゴリーにおいて、A指定またはB指定のいずれかに指定される。通年強化指定チームは、理事会の承認をもって強化補助金を支給するものとする。
- 2 大会強化指定チームは以下の大会（以下「指定大会」という）を対象に指定する。大会強化指定チームは、理事会の承認をもって強化補助金を支給する。
 - (1) 各カテゴリーの世界選手権
 - (2) 各カテゴリーの日本代表を決定する大会
 - (3) 日本カーリング協会主催の全国大会（ワイルドカード含む、シニア除く）
 - (4) ユニバーシアード大会日本代表選考会

第4条（通年強化指定チームの選考基準）

前年度のチームの成績に関し、以下の基準に照らし、本協会理事会（以下「理事会」という）において決定することにより指定されるものとする。基準については、(1)から順に重視するものとする。なお、前年度からの登録選手が3名以上いるチームは、前年度のチームの成績を引き継げるものとする。

- (1) A指定 前年度の日本選手権出場チーム
- (2) B指定 前年度の関東選手権に出場し、決勝戦若しくは準決勝戦に進出したチーム。A指定と

合わせて2チームを上限として、関東選手権における最終順位から決定する。

第5条（通年強化指定チームの強化指定期間）

1 第3条により通年強化指定とされたチームについて、強化指定期間は理事会の承認日から当該チームが属するカテゴリーの日本選手権の終了日までとする。ただし、日本選手権に出場できないことが確定した場合は、その日をもって強化指定期間の終了日とする。

2 通年強化指定チームは、強化指定期間においては原則として日本代表を選出する過程の選手権大会（以下、「競技大会」という）に出場しなければならない。競技大会に出場できない場合は、その旨を理事会に通知することとする。通年強化指定チームが競技大会を欠場した場合は、理事会は当該チームの強化指定を解除する。

3 強化指定期間の途中において欠員が発生した場合には、第4条の選考基準に基づき、理事会の決議により追加で指定することができる。また、通年強化指定されているチームについて特別の事情が生じた場合には、理事会の決議により強化指定を解除することができる。

第6条（大会強化指定チームの選考及び強化指定期間）

1 理事会は、その承認をもって大会強化指定チームを指定大会ごとに、指定することができる。

2 大会強化指定チームの強化指定期間は指定された大会の終了日をもって終了する。

3 大会強化指定されているチームについて特別の事情がある場合には、理事会の決議により強化指定を解除することができる。

第7条（強化指定の辞退）

1 第4条の選考基準により、通年強化指定チームとなる基準を満たしているチームであっても、理事会による強化指定の認定を辞退することができる。

2 大会強化指定チームとなる基準を満たしているチームであっても、理事会による強化指定の認定を辞退することができる。

第8条（遵守事項）

1 通年強化指定チーム及び大会強化指定チームは、本協会を代表するチームとして、カーリング精神にのっとり、選手としてふさわしい行動をするものとする。

2 通年強化指定チーム及び大会強化指定チームは、原則として本協会が実施し、かつ、本協会が指定する行事や活動に参加することを優先する。なお、やむを得ない事情により、行事等の参加ができないときは理事会の承認を得るものとする。

第9条（規定の変更他）

1 この規定の変更は、理事会の議決による。

2 本規定に定めのない事項については、必要に応じて理事会で定めるものとする。

（付則）

この規定は、平成22年11月1日より施行する。

改正 平成30年7月1日

改正 令和 3年7月1日